

訪問看護重要事項説明書

社会医療法人 平成記念会

訪問看護ステーション あおい

重要事項説明書

1. 法人及び事業所の概要

事業者	社会医療法人 平成記念会
代表者名	理事長 青山 信房
所在地	奈良県橿原市四条町 827 番地
電話番号	0744-29-3300
設立年月日	平成 16 年 9 月 6 日

事業所名	訪問看護ステーション あおい
所在地	奈良県橿原市四分町 82-1 まほろば病院内
指定事業所番号	2961290851
電話番号	0744-21-6262
管理者	細田 こずえ
通常サービス提供地域	橿原市

2. 事業所の職員体制

職種	職務内容	人員（非常勤含む）
管理者	従業員の管理及び業務の一元的な管理を行います。	1 名
看護師	訪問看護サービスの提供を行います。	3 名以上
理学療法士	訪問リハビリテーションの提供を行います。	1 名以上

3. 事業の目的・方針

利用者に対し、その居宅（自宅）において看護師その他省令で定める者が利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養ができるように支援します。

医療・保険・福祉サービスを提供する機関との連携を図り、質の高いサービスを提供できるように努めます。

4. 営業日及び営業時間

営業日：月曜日から金曜日の平日

休日：土・日・祝日 及び 12月30日から1月3日

営業時間：午前9時から午後5時

ただし、利用者の希望に応じて、サービスの提供については、24時間対応可能な体制を整えるものとします。また、営業日以外の日及び営業時間以外の時間に訪問が計画されている場合は、サービスを提供します。

5. サービスの内容

主治医の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業所が作成した居宅サービス計画に基づき、心身の状況等のアセスメントを行い、訪問看護計画を作成、訪問看護を提供します。

具体的な訪問看護の内容

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等の日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション（必要に応じて、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が対応）
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置
 - ・創傷・および褥瘡処置
 - ・人工肛門・人工膀胱管理ケア
 - ・経鼻チューブ・胃瘻チューブ管理ケア
 - ・留置カテーテル・自己導尿管理ケア
 - ・在宅酸素療法管理ケア
 - ・在宅人工呼吸器管理ケア
 - ・喀痰の吸引・管理
 - ・点滴

6. サービス利用料、利用者負担額について

※介護保険サービス利用の場合

訪問看護費

看護師による訪問	基本単位	利用料	利用者負担		
			1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	314	3,140円	314円	628円	942円
30分未満	471	4,710円	471円	942円	1,413円
30分以上1時間未満	823	8,230円	823円	1,646円	2,469円
1時間以上1時間30分未満	1128	11,280円	1,128円	2,256円	3,384円
理学療法士等による訪問	基本単位	利用料	利用者負担		
			1割負担	2割負担	3割負担
2回以内/日	294	2,940円	294円	588円	882円

※1日に2回を超えて実施する場合は、上記金額の90/100となります。
口腔の健康状態の評価を利用者の同意を得て行った場合は、口腔連携強化加算として50単位いただきます。(1回/月)

介護予防訪問看護費

看護師による予防訪問	基本単位	利用料	利用者負担		
			1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	303	3,030円	303円	606円	909円
30分未満	451	4,510円	451円	902円	1,353円
30分以上1時間未満	794	7,940円	794円	1,588円	2,382円
1時間以上1時間30分未満	1090	10,900円	1,090円	2,180円	3,270円

理学療法士等による予防訪問	基本単位	利用料	利用者負担		
			1割負担	2割負担	3割負担
2回以内/日	284	2,840円	284円	568円	852円
※1日に2回を超えて実施する場合は、上記金額の50/100となります。 利用開始日の属する月から12月を超えて提供した場合は、1回につき5単位の減算となります。					

提供時間帯名	早朝	昼間	夜間	深夜
時間帯	午前6時から 午後8時まで	午前8時から 午後6時まで	午後6時から 午後10時まで	午後10時から 午前6時まで

サービス提供時間が早朝・夜間の場合は、1回につき所定単位数の25/100、深夜の場合は、50/100に相当する単位が加算されます。

その他の加算項目

サービス種別	単位	利用料(1割負担)	備考
サービス提供体制強化加算	6	6円	
初回加算Ⅰ(退院当日)	350	350円	訪問開始月に1回・介護から支援、支援から介護に介護度が変更になった場合は訪問看護計画を作成し、新たに算定することができる。
初回加算Ⅱ(退院翌日以降)	300	300円	
緊急時訪問看護加算	600	600円	
退院時共同指導加算	600	600円	
特別管理加算(Ⅰ)	500	500円	
特別管理加算(Ⅱ)	250	250円	
長時間訪問看護加算	300	300円	
複数名訪問看護加算			要介護のみ
30分未満	254	254円	
30分以上	402	402円	
ターミナルケア加算	2500	2,500円	
口腔連携強化加算	50	50円	口腔の健康状態の評価を実施した場合、月1回に限り算定する。

※主治医から、急性憎悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示日から14日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による訪問看護の提供となります。

※医療保険サービス利用の場合

①訪問看護基本療養費(Ⅰ)	
週3日目まで(看護師・理学療法士等)	5,550円
週4日目以降(看護師)	6,550円
週4日目以降(理学療法士等)	5,550円
(Ⅱ)同一建物居住者1日につき(同一建物居住者で同一日3人以上の訪問)	
週3日目まで	2,780円
週4日目以降(看護師)	3,280円
週4日目以降(理学療法士等)	2,780円
(Ⅲ)外泊日(管理療養費なし)	
	8,500円
難病等複数回訪問加算	
1日に2回	4,500円
1日に3回以上	8,000円
緊急訪問看護加算(1日につき、診療所・在宅医療支援病院の指示)	2,650円

長時間訪問看護加算（特別な管理を必要とする利用者、特別指示の時）	5,200 円
②訪問看護管理療養費月の初日	7,670 円
2 日目以降	3,000 円
24 時間対応体制加算（1 ヶ月に付き）	6,800 円
特別管理加算（1 ヶ月に付き）	2,500 円
重症度の高い場合	5,000 円
退院時共同指導加算（退院又は退所に付き 1 回、厚生労働大臣が定める状態にある利用者は 2 回）	8,000 円
特別管理指導加算 （厚生労働大臣が定める状態にある場合）	2,000 円
退院支援指導加算（退院日に訪問した場合退院翌日以降の訪問日に算定する）	6,000 円
（90 分を超えた場合又は複数回の退院支援指導の合計が 90 分を超えた場合）	8,400 円
在宅患者連携指導加算（月 1 回限り）	3,000 円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算 （月 2 回限り）	2,000 円
複数名訪問看護加算	
同時に複数の看護師等と訪問 （週 1 回に限る）	4,500 円
夜間（18 時～22 時）早朝（6 時～8 時）訪問看護加算	2,100 円
深夜訪問看護加算（22 時～翌 6 時）	4,200 円
①精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ）保健師、看護師、作業療法士の場合	
週 3 日目まで	5,550 円（30 分以上）・4,250（30 分未満）
週 4 日目以降	6,550 円（30 分以上）・5,100（30 分未満）
③訪問看護情報提供療養費（月 1 回限り）	1,500 円
④訪問看護ターミナルケア療養費	25,000 円
⑤訪問看護医療 DX 情報活用加算	50 円
⑥訪問看護ベースアップ評価料	780 円

以上、加算の必要が認められる場合は、事前に説明しご了承ください。

※実費負担を頂く場合

エンゼルケア 20,000 円 （ご自宅で、死後の処置を看護師が行った場合）
キャンセル料 1,000 円
介護保険が非該当になった場合（非該当になる前の介護認定で 10 割の料金を頂きます。）
看護師同行料 8,500 円/時間（受診、外出などの看護師同行には、自費がかかります。）

7. 交通費

無料です。

8. 利用料等のお支払い方法

- (1) 利用者からいただく利用者負担金は、保険の法定利用料に基づく金額です。
- (2) ご指定の金融機関口座からの引き落としは27日です。27日が土・日・祝日の場合は29日となります。当月に引き落としができない場合は、翌月に2ヶ月分の引き落としになります。
- ※お支払いの確認をしましたら、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。）尚、やむを得ない事由を除き、領収書の再発行は致しかねますのでご了承ください。

9. キャンセルについて

- (1) 利用者がサービスの利用を中止する際には、速やかに所定の連絡先までご連絡ください。
（電話番号）：0744-21-6262
- (2) 利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用前日までにご連絡ください。訪問した際、不在の場合はキャンセル料を頂きます。急な入院等については、キャンセル料は頂きません。
- (3) 事業所の都合（担当者の休日、体調不良）により、担当者が変更になることや訪問時間の変更・訪問のキャンセルをさせて頂くことがあります。ご了承ください。

10 相談・要望・苦情等の窓口

サービスに関する相談・要望・苦情等については、次の窓口で対応いたします。

当事業所相談窓口	電話番号	0744-21-6262
	FAX 番号	0744-21-0343
	相談員	細田 こそえ
	対応時間	平日 9：00～17：00

社会医療法人 平成記念会 法人本部	電話番号	0744-29-9920
	FAX 番号	0744-29-9922
	法人本部職員	
	対応時間	平日 9：00～17：00

* 公的機関においても、次の機関において苦情申し立てできます。

橿原市役所 介護保険課	所在地	橿原市内膳町 1-1-60
	電話番号	0744-22-8101
	対応時間	平日 8：30～17：00
奈良県国民健康保険 団体連合会 (国保連)	所在地	橿原市大久保町 302-1
	電話番号	0744-29-8326
	対応時間	平日 8：30～17：00

11 緊急時における対応

サービス提供中に、利用者に病状の急変等が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

主治医	医療機関名 氏名 電話番号
家族等緊急連絡先	氏名 電話番号
	続柄

12 事故発生時の対応方法

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

13 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等の為に、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者・細田 こそえ
-------------	------------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
(3) 苦情解決体制を整備しています。
(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

14 ご利用にあたってのお願い

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

① 看護師等は年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取り扱いはいたしかねますので、ご了承ください。

② 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

③ 実習について

当事業所は、看護学生等の臨地実習受け入れ施設として協力をしております。

必要性を御理解いただき御協力お願い致します。

なお、同行訪問する際には事前にご連絡いたします。

同行訪問を拒否したことを理由に訪問看護上の不利益な扱いを受けることはありません。

④職員に対する身体的暴力、精神的暴力、セクシャルハラスメントは禁止しています。
禁止行為があった場合、相当な期間の経過後、サービスを解除することができます。
また、事業所は、居宅支援事業所または保険者である区市町村と必要な措置を講じます。

⑤自然災害時について

災害時には、看護師が直ぐに訪問することは、できません。平素から、スムーズの業務に戻るよう業務継続計画を策定しています。

災害時は、命を守ることが最優先になりますので、各利用者は非難場所の確認や、必要物品など予め準備し、最悪な事態に備えてください。

15 個人情報の使用及び秘密保持

事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する事項については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合等、正当な理由がある場合を除いて、第三者に漏洩しません。この守秘義務は、契約が終了した後も継続します。

個人情報を関係者へ提供することが必要である場合は、あらかじめ利用者に対し情報提供する関係者に関する情報を説明し書面にて利用者の同意を得ます。

個人情報の利用目的

以下の範囲で個人情報を利用させていただきます。

- 1、 事業所内での利用
 - ・ 保険請求等の事務
 - ・ 会計、経理等の事務
 - ・ 事故等の報告、連絡、相談
 - ・ ご利用者へのサービスの質の向上（ケア会議、研修等）
 - ・ その他、ご利用に係わる事業所の管理運営業務
- 2、 他事業所への情報提供
 - ・ 主治医の所属する医療機関、連携医療機関、ご利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業所や居宅介護支援事業所との連携、照会への回答
 - ・ 家族介護者への心身の状況説明
 - ・ 審査支払機関への請求業務及び審査支払機関又は保険者からの照会への回答
 - ・ 損害賠償保険などに係わる保険会社への相談又は届出等
- 3、 その他上記以外の利用目的
 - ・ サービスや業務の維持、改善の為の基礎資料
 - ・ 外部監査機関への情報提供
 - ・ 関係法令等に基づく行政機関への報告等

年 月 日

当事業者は、指定訪問看護事業者として、訪問看護の提供開始にあたり、重要事項説明書及び個人情報の利用目的について利用者へ説明しました。

事業者	所在地	〒634-0074 奈良県橿原市四分町 82-1		
	名称	訪問看護ステーションあおい		
	管理者	細田 こずえ		
	説明者			
	電話番号	0744-21-6262	FAX	0744-21-0343

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項・個人情報の利用目的について説明を受け、内容を確認しました。

私（利用者及びその家族）の個人情報については、その利用目的に対しての説明を受け、その範囲内で使用することに同意します。

利用者	住所	〒 ー		
	氏名	印		
	電話番号			
	署名代行者			

御家族・代理人	住所	〒 ー		
	氏名	印		
	電話番号			
	本人との関係			

